

第八回

大津町農業委員会

令和六年二月十三日

第8回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日(火) 9:30から10:40

2. 場 所 オークスプラザ 2階 ふれあいホール

3. 出席農業委員 (11人)

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	7番 府内 公生
8番 岩本 勝	9番 今村 太	10番 大村 礼美
11番 荒木 博文	12番 津田 恵美	

出席農地利用最適化農業委員 (3人)

6番 吉山 一豊	9番 石原 龍二	16番 松永 富幸
----------	----------	-----------

4. 欠席農業委員 (1人) 6番 宮崎 恵美
欠席推進委員 (1人) 8番 荒木 幸一

5. 議事日程

日程第 1 開 会

日程第 2 議事録署名委員の指名 4番 藤本 勝昭 委員
5番 宮崎 京子 委員

日程第 3 会期の決定について 令和5年2月13日(火) 1日に決定

日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

日程第 8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画(所有権移転)の決定につい

日程第 9 議案第6号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による
農用地利用集積等促進計画(再配分)の意見について

日程第10 議案第7号 非農地証明願の決定について

日程第11 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田 博隆 事務局次長 田上 克也

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和6年2月13日 第8回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和6年2月、第8回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は過半委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。
4番 藤本 勝昭 委員と、5番 宮崎 京子 委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。2月の第8回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。2月の第8回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は1P～2Pとなります。今回3件の申請がなされております。

今回は関連がありますので、3条の1から3条の3を一括し説明いたします。
まず、3条の1です。調査書は1 P、申請地見取図は1 P～2 Pをお願いいたします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除されています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

申請地は大字杉水地内にある農地8筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。キャベツの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

次に、3条の2です。調査書は2 P、申請地見取図は1 Pと3 Pをお願いいたします。3条の1の東側隣接農地です。

申請地は大字杉水地内にある農地1筆です。譲受人は3条の1と同様となっており、売買による所有権の移転で、キャベツの栽培を予定され、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

次に、3条の3です。調査書は3 P、申請地見取図は1 Pと4 Pをお願いいたします。3条の1の東側隣接農地です。

申請地は大字杉水地内にある農地5筆です。

譲受人は3条の1と同様となっており、売買による所有権の移転で、キャベツの栽培を予定され、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
事務局と同様に3条の1～3条の3を一括して説明します。
申請地は大字杉水地内の3か所の農地です。
申請の内容は、今村集落から北東へ約700mの畑14筆について売買による所有権の移転を行うものです。
内訳は、3条の1が8筆 3, 455㎡、3条の2が1筆 3, 291㎡、

3条の3が5筆 2, 847.15㎡、合計は14筆で9,593.15㎡です。

各圃場は1枚となっていますが、送電線の地役権設定により分筆がなされているため筆数が多くなっています。

譲受人は隣接市町で養豚を営む法人で、今回の申請地の東側隣接地に堆肥舎を所有しています。今回、譲渡人3名と話しがまとまり、規模拡大による経営の安定を図るため農地を売買するものです。

譲受人はキャベツの栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

採決は1件ずつ行います。

まず、3条の1の許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

会 長 3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2の許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3の許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。
4条の1 意見書（案）は4P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字大津地内の農地です。
1の転用目的は共同住宅への転用です。
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある
第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転
用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、
古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、日吉ヶ丘団地北東側で町道三吉原北出口線に接する
農地です。
申請の内容は、申請地周辺は、宅地化が進んでおり、学校や主要道路に近く
住環境が整備された土地であり、共同住宅の需要が見込めるため、今回の申請
となりました。
申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も
問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見で
した。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何が意見は預かって
いますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

4条の1、共同住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書(案)は5P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。
申請地は大字室地内の農地です。
1の転用目的は宅地造成への転用です。
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
なお、2月5日の現地調査では、現地は資材置場として利用されており、調査及び小委員会は中断していましたが、申請人から始末書の提出と原形復旧の報告がありましたので、2月9日に室地区担当の岩本農業委員と石原最適化推進委員と事務局で現地確認をして、畑への現況復旧を確認しています。
また、始末書と現地写真はと手元に配布させていただいています。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査の結果を、室地区ですので岩本農業委員からお願いします。

岩本委員 現地調査の報告をいたします。
申請地は大字室地内で、町道三吉原北出口線の自動車関連事業所から北側に約150m入った農地です。
申請の内容は、申請地周辺は、宅地化が進んでおり、学校や主要道路に近く住環境が整備された土地であり、共同住宅の需要が見込めるため、共同住宅用の宅地造成を行うため、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。9日に現地調査を行い、畑に原形復旧されていること確認しています。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会は中止しましたがその後、原形復旧され、担当農業委員及び最適化推進委員は「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、宅地造成への転用での所有権の移転については、可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は4P～5Pをお願いいたします。今回8件の申請がなされております。

5条の1 意見書(案)は6P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、町民グラウンド東側の農地です。
申請の内容は、申請者は、アパート経営で収入安定を図るため、大津町周辺で土地を探していたところ、申請地は周辺環境が良く、交通の便も良く、共同住宅に適した土地であり、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。
申請地に隣接する農地は無く、日照、通風等への影響も問題ないと思われま
す。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何が意見は預かって
いますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意
見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の1、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可
決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は7P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいた
します。
申請地は大字大津地内の農地です。

1 の転用目的は宅地分譲への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄農業委員からお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、美咲野1丁目西公園南側の農地です。
申請の内容は、申請人は熊本市内で不動産業を行っており、宅地分譲用地を探していたところ、申請地は公園に隣接し、宅地分譲用地に適しており、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何が意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、宅地分譲への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は8P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は宅地分譲への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本農業委員からお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、国道325号東側の遊技店舗北側の農地です。

申請の内容は、申請地周辺は、戸建て住宅の需要が高いため、宅地分譲の整備計画をしたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 申請地は道路幅が狭いため一方通行の状態となります。農地法上は許可相当かもしれませんが安全性に課題があると思います。

事務局 町都市計画課が開発指導要綱等に基づき、関係各課と現地調査を行い意見書の取りまとめを行います。農業委員会も意見書の提出を行います。委員ご指摘のとおり農地法の運用では転用は許可相当の案件となります。

会長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、宅地分譲への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は9P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は宅地分譲への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本農業委員からお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、国道325号東側の遊技店舗北側の農地です。

申請の内容は、申請地は、戸建て住宅の需要が高いので、宅地分譲の整備計画をしたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意

見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、宅地分譲への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書(案)は10P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は資材置場、駐車場への転用で賃借権の設定で、許可後1年間の一時転用許可申請です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本の農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、国道325号東側で、高齢者福祉施設の北約250mの農地です。

申請の内容は、申請人は、隣接する土地に農地法第5条の許可を受け、事務所、倉庫、宿舍等を建設していますが、工事が進むにつれて、資材置場、駐車場用地が必要となり、許可後、令和7年6月30日まで一時借り入れすることができ、今回の申請となりました。隣接する農地は無く、周囲は、宅地に囲まれており、現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はありませんか。

委員意見 ありません。

- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
- 5条の5、資材置場、駐車場への一時転用での賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。
- 続きまして、5条の6について事務局の説明を求めます。
- 事務局 5条の6 意見書(案)は11P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
1の転用目的は倉庫への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の「国道沿道区域の流通業務施設」に該当し、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。
- 会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。
- 津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内で、国道325号沿いの共同住宅南側の農地です。
申請の内容は、申請人は、TSMCの工場内部の品質管理に関する工事を行う法人で、台湾から届いた部品を搬入、搬出する倉庫建設を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございますか。

委員意見 はい、ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の6、倉庫への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の7について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の7 意見書(案)は12P、申請地見取図は21P～22Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への転用で賃借権の設定です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内で、県道熊本大津線から入ったNHKラジオ塔北側の農地です。

申請の内容は、申請人は、トラックで輸送業を営んでおり、輸送需要の高まりで駐車場の拡大を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接する農地所有者には説明がしてあり、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可

相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく願います。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 はい、ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の7、駐車場への転用での賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の8について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の8 意見書(案)は13P、申請地見取図は23P～24Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の「既存施設の拡張」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字陣内地内で、県道瀬田竜田線から玉岡方面に約200m入った農地です。

申請の内容は、申請人は社会福祉法人で、駐車場が不足するため拡張を計画

したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございますか。

委員意見 問題はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の8、駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第4号についてご説明いたします。

議案書は6～8Pとなります。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は10件です。1番から8番が再設定で、9番から10番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は31,230㎡(約3町1反)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点か

ら、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はありませんか。

津田委員 6番7番の賃借料は、それぞれ1筆で記載の金額ですか。

事務局 1筆ごとに記載の金額で、10a当たり2万円弱となっています。
(地図上で確認し、県道に面し隣接する整形の利便性の高い農地であることを確認済)

会 長 他にご意見・ご質問等はありませんか。
(意見・ご質問なし)
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。
議案書は9Pとなります。
議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用

集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第４号と同様です。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は３件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、７，７７７㎡、対価の合計は６，９７０，３５０円です。

番号１～３につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第５号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第９、議案第６号について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第６号についてご説明いたします。

議案書は１０Ｐとなります。

議案第６号 農地中間管理機構の推進に係る法律第１８条による農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定についてご説明申し上げます。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

番号１につきましては、中間管理機構（熊本県農業公社）が中間管理権を取得

し担い手経営体に貸し付けがなされていましたが、中間管理機構が基盤強化法に基づき、地域の新たな担い手に対し再配分計画により貸し付けるものです。

農地中間管理機構は、農用地利用集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会に意見を聴くとされています。

今回の再配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業既定に適合し、設定を受ける者は、第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

なお、今後の農地集積は中間管理機構が行う農地利用集積等促進計画に統合一本化され、更新、再配分、利用権移転等は改正機構法による対応となり、新規の利用権設定のみが旧基盤強化法の経過措置期間による対応となります。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、熊本県農地中間管理機構が定めた農用地利用集積等促進計画（再配分）については、「設定を受ける者は、農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる」ことから、異議はないとの意見に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛と認めます。

議案第6号、農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（再配分）につきましては、異議なしと承認・決定し、町へ意見書を提出いたします。

続きまして日程10、議案第7号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第7号についてご説明いたします。

議案書の11Pとなります。申請地見取図は25Pをお願いいたします。

議案第7号、非農地証明願についてご説明申し上げます。

今回の1件の非農地証明願については、12月の第6回定例総会に申請がなされたものの、現地調査において隣接地との境界が確認できない等、申請者の現地説明が不十分であったことから継続審議になっていた案件です。

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地で、その現況が農地以外の地目となっているものであり、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。

この非農地証明は、法的根拠があるものではなく、農地法の適正な運用を図るために各市町村の農業委員会が行政サービスの一環として行っているもので、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準に基づき、総会の議決により判断することとされており、3つの基準が示されています。

1つ目は、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地

2つ目は、所有者・耕作者の責任に帰さない災害その他特別の事由により非農地となり、復旧が著しく困難と認められる土地

3つ目は、荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地

以上を踏まえまして、申請1番についてご説明いたします。

申請人・対象農地につきましては議案書に記載のとおりです。申請地は山林化していることから証明願いが提出されました。

申請地は、平成30年に現所有者へ相続がなされていることを登記簿で確認しています。

申請地は国道325号線の開通時に分断された農地です。国道からは段落ちとなっており、北側には深い水路があります。周囲は町立の杉水公園と雑種地に囲まれているため農地の広がりはなく、利用困難な農地状況であることを事前の現地調査で確認しています。また、継続審議となったため、その旨を申請人に連絡し、境界及び経過の明確化と現地説明ができるように指示を行いました。

その後、申請人により申請地周囲の草刈りが行われ、国道と水路についてはコンクリート境界柱が見つかり、隣接の町立公園についてもコンクリート境界柱とフェンスで境界が確認される状態となっています。2月5日の現地調査においても委員により境界の確認がなされました。

また、申請地については今後の土地改良事業等の計画も現時点ではありません。

以上のことから、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準の3つ目である「荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地」に該当し、申請地を非農地であると証明するものです。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。

事務局から説明があったように、小委員会では非農地と判断するためには、経過及び現状について追加説明が必要との判断から継続審議となっておりました。今回の現地調査において説明がなされたため再度審議を行うものです。

会 長 杉水担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 はい、ありません。

西村委員 杉水公園は何年前くらいにできた公園ですか。

松永委員 約４０年前だと記憶しています。国道が開通する前は養蚕等が盛んであったため桑畑でした。今回の申請地は国道開通により分断され進入路が無くなり、その後荒廃が進んだものと考えられます。

会長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「非農地判断」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(意見・ご質問なし)
それでは、非農地申請について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第７号、非農地証明願につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第１１、その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 ・３月の現地調査及び小委員会予定について
(案はＲ６．３／４(月) 午前９時００分～)
・３月の定例総会予定について
(案はＲ６．３／１１(月) 午前９時３０分～)
上記案に決定
その他、事務局から数点の協議事項、連絡事項あり。

会 長 他にございませんか。何ものなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和６年２月の第８回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和6年2月13日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 忠美

議事録署名委員 藤本 勝 昭

議事録署名委員 宮崎 京子